

# 3 特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例

## 【目次】

### 第1章 総則

第1条 目的	3-1
第2条 対象行為	3-2
第3条 定義	3-5
第4条 適用除外	3-8
第5条 市の責務	3-9
第6条 行為者の責務	3-10
第7条 近隣住民及び周辺住民の責務	3-11

### 第2章 特定建築等行為の住民への周知等

第8条 お知らせ板の設置	3-12
第9条 住民への説明	3-17
第10条 説明報告書等	3-29
第11条 特定建築等行為に対する要望等	3-32
第12条 説明報告書等の閲覧等	3-34

### 第3章 特定建築等行為に係る手続

#### 第1節 特定建築等行為の承認等

第13条 特定建築等行為承認申請	3-35
第14条 特定建築等行為の承認	3-38
第15条 承認の取消し	3-40
第16条 行為施行者決定後の追加説明	3-41
第17条 行為着手の制限	3-43
第18条 行為着手の届出	3-43
第19条 行為変更の届出等	3-44
第20条 行為者の承継	3-46
第21条 行為完了の届出等	3-47
第22条 勧告	3-47
第23条 命令	3-48

#### 第2節 審査請求

第24条 審査請求の特例	3-49
第24条の2 委員会への諮問	3-49
第24条の3 口頭意見陳述	3-49
第24条の4 意見書等の提出	3-49

### 第4章 特定建築等行為に係る紛争調整

第25条 あっせん	3-51
第26条 あっせんの打ち切り	3-52
第27条 調停の申出等	3-53
第28条 調停案の受諾の勧告	3-54
第29条 調停の打ち切り	3-55
第30条 調停終了の報告	3-55
第31条 あっせん及び調停の非公開	3-56
第32条 行為着手の延期等の要請	3-56
第33条 公表	3-57

### 第5章 横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会

第34条 委員会	3-58
----------	------

### 第6章 雑則

第35条 他の条例の手続との調整	3-60
第36条 報告	3-60
第37条 立入調査	3-61
第38条 規則への委任	3-61

### 第7章 罰則

第39条 罰則	3-62
第40条 両罰規定	3-63

附 則	3-64
-----	------